

流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成二十八年農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号） 新旧対照表 ※第5のみ抜粋

改 正 後	改 正 前
第一～第四 （略） 第五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項 1 （略） 2 事業実施の計画性 中小企業流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、一般に中小企業者は経営基盤が脆弱であることを踏まえ、中小企業者の経営実態、環境条件の変化等を十分に把握し、長期的な視野に立って今後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。 中小企業者同士の連携による中小企業流通業務総合効率化事業であっても、他の流通業務総合効率化事業と同じく、少なくとも流通業務のうち<u>輸送</u>、<u>荷役</u>、<u>保管</u>、<u>荷さばき</u>及び流通加工を一体的に行うことは必要であるが、各中小企業者の物流をめぐる状況、取引実態、費用負担能力等を勘案した上で、全体としての効率性に配慮しながら、重点的に取り組む流通業務に段階を設けることも重要である。 第六 （略）	第一～第四 （略） 第五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項 1 （略） 2 事業実施の計画性 中小企業流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、一般に中小企業者は経営基盤が脆弱であることを踏まえ、中小企業者の経営実態、環境条件の変化等を十分に把握し、長期的な視野に立って今後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。 中小企業者同士の連携による中小企業流通業務総合効率化事業であっても、他の流通業務総合効率化事業と同じく、少なくとも流通業務のうち<u>輸送</u>、<u>保管</u>、<u>荷さばき</u>及び流通加工を一体的に行うことは必要であるが、各中小企業者の物流をめぐる状況、取引実態、費用負担能力等を勘案した上で、全体としての効率性に配慮しなら、重点的に取り組む流通業務に段階を設けることも重要である。 第六 （略）